

- ・認知症初期集中支援チーム「オレンジチーム」を中心に認知症サポーター「オレンジサポーター」と連携し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる社会の実現、認知症の人にやさしいまちづくりを進めます。(取り組みの柱3(2)に再掲)
- ・在宅で医療や介護を受けている高齢者や障がい者などが十分な支援やサービスを受けることができるよう、また、このような援助が必要な人たちを介護・介助している人が孤立せず、地域とのつながりを継続できるよう、障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターなど各種相談支援機関や、在宅医療関係機関・居宅介護支援事業者などと連携して、介護者のための相談・支援を充実します。
- ・DV(ドメスティックバイオレンス)被害や性的搾取など、またそれに伴う精神的被害や経済的困窮など、困難な状況にある女性に対し、女性相談支援員(市民局設置)や関係機関と連携し、自立に向けた継続的支援を行います。
- ・障がい、高齢・ひとり親など、複合的な理由による生活困窮により支援が必要な区民に対し、生活困窮者の自立支援のための相談窓口「よりそいサポートきた」を運営し、就労支援や家計管理など総合的な相談支援を実施します。
- ・民間企業、NPO、地域団体などと連携し、フードドライブ・フードパントリーを実施し、生活困窮者や子どもの居場所事業などに対する支援と支援者間の連携体制を構築します。(取り組みの柱3(2)に再掲)

3 子ども、青少年が健やかに育つための支援の充実 (子育て支援「北区版ネウボラ」)

- ・「北区版ネウボラ」の取り組みとして、お住いの地域を担当する保健師が身近な健康サポーターとして妊娠～出産～子育てまでを切れ目なく支援します。
- ・こども家庭センターを活用し、家庭児童相談員や保健師、児童福祉施設など専門機関と連携し、子育て中の保護者が孤立することなく、地域で安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを支援します。
- ・プレスクールワーカーを配置し、区内の子育て支援施設に出向いての助言指導を行い、児童虐待の早期発見や予防、支援の必要な子どもや世帯を支援者につなげるなどの取り組みを推進します。
- ・地域の民生委員・児童委員・主任児童委員・地域活動協議会などが中心となり、親子で遊んだりしながら、子育てに関する相談や情報の交換、親同士の交流ができる場である地域の子育てサロンと連携・支援し、だれでも自由に参加でき、地域の子育て関係機関との連携や地域で支えあうことができるコミュニティの一層の形成をめざします。
- ・学校と福祉をつなぐ専門職であるスクールソーシャルワーカー(SSW)、こどもサポートネット推進員を小中学校へ派遣し、教職員、福祉関係機関、CSWなどと緊密に連携することにより、子どもが抱える貧困、障がい、不登校やひきこもりなどから生じる課題解決に向けた支援計画を策定し、居場所となる施設、福祉施設などの情報提供や施設の利用に向けた各種手続き支援などを積極的に行います。
- ・区役所に子育て関連の申請などで訪れた親子に対して、気軽に区役所内で子どもを遊ばせながら子育てに関する不安や悩みの相談をすることができる施設「子育て支援ルーム(Kikki)」を運営・活用し、子育ての孤立化の解消や子育てに関する知識の習得など、児童虐待の未然防

止につながる取り組みを推進していきます。

- ・子どもが抱える「ひきこもり」、「不登校」、「貧困」、「学力低下」、「孤立」などといった課題解決のため、家や学校以外に安心して集い、まなび、過ごせる居場所を学校や地域団体、企業などと連携して運営することにより、子育て世帯の支援に努めます。
- ・支援が必要な多くの方に的確に情報が届くよう、広報紙、ホームページ、各種イベントでの啓発や掲示板などの多様な媒体・手法を活用し、子育てに関するさまざまな制度や取り組みの情報発信を進めます。

4 虐待防止と権利擁護支援の強化 (虐待防止・権利擁護・DV被害者支援)

- ・子どもや高齢者、障がい者などに対する虐待の早期発見と情報共有、迅速な対応など、支援体制の構築に向け、虐待防止連絡協議会を活用し、行政・警察・消防・福祉事業者など関係機関が連携して支援できるネットワークの強化を図ります。
- ・認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため、成年後見制度※や日常生活自立支援事業について周知・情報提供するとともに、障がい者基幹相談支援センターや地域包括支援センターなどと連携し、利用者に適した制度の利用促進や相談支援体制の充実を図ります。
- ・DV(ドメスティックバイオレンス)により、身体的・精神的被害を受け、また、それに伴う経済的困窮などにある被害者に対し、配偶者暴力相談支援センターなど関係機関と連携し、心身の安全確保や自立に向けた継続的支援を行います。

5 包括的・重層的支援体制の構築 (地域支援連絡会議・総合的支援調整会議「つながる場」)

- ・区役所職員、区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者支援、障がい者支援、介護・医療事業者、CSW、地域福祉コーディネーターなど、地域福祉関係諸機関の実務者が参画する「北区地域支援連絡会議」を定期的に開催し、北区全体や各地域における福祉課題や取り組み内容などについて認識共有を図り、課題解決に向けた連携体制の強化を支援します。
- ・高齢や障がい、生活困窮など、複合的な課題を抱えた人を支援するため、総合的支援調整の場「つながる場」を積極的に活用し、施策分野や属性を横断的・包括的に相談支援を行う体制を構築・充実します。(取り組みの柱4(1)に再掲)

取り組みの柱 3

「ふくしのまなび」から「福祉の担い手」「参加し交流する場」 づくりへ(地域づくり)(参加支援)

福祉全般についての知識と関心を深める「ふくしのまなび」は、支援を必要とする当事者が福祉の制度や自らの権利を知ること、支援を行うものが正しい知識や制度について理解を深め、適切な相談支援につなげるために大切なことです。加えて、次の世代を担う子どもたちも含む多くの区民に、福祉への関心と理解を広げることによって、地域における福祉の担い手の広がりと、そこから生まれる世代や属性を超えた交流、まなびや地域社会への参加など、地域福祉活動の

※成年後見制度：判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度のこと。

場づくりにつなげることに重要な役割を持つものです。

このような地域における多世代間交流や地域福祉活動の「場」や「機会」は、住民一人ひとりが自らが地域の一員であると感じ、社会とつながり、地域でいきいきと暮らしていくための「居場所」や「持ち場(役割)」として重要です。

「令和6年度北区地域福祉活動に関するアンケート」においても、「地域福祉を推進するための課題」について、「相談しやすく、わかりやすい相談窓口の開設」「情報を必要としている人に適切に届ける」とともに、「年齢や障がいに関わらず活躍できる場や交流の機会を増やしていく」が挙げられています。

地域のさまざまな「居場所」や持ち場(役割)に参加し、交流や活動をした人が増え、またそこで支援を受けた人が別の課題を抱えた人を支援する役割と機会が生まれることで、地域において支えあう関係が構築され継続していく。このような福祉の地域づくりをめざし、区民の福祉意識の醸成と地域福祉への理解と関心の向上により地域福祉人材の育成・確保に取り組むとともに、地域福祉の活動の場「居場所」と「機会」を生み出すことで、全ての住民の地域社会への参加支援につなげていきます。

将来イメージ

- ・区民の地域福祉への理解や関心度が高まり、地域福祉活動への参加者が増加している。
- ・地域においてさまざまな地域福祉活動の場が生まれ、幅広い年代の区民の参加や交流が活発に行われている。
- ・地域福祉に関する活動の担い手の発掘と人材育成が促進している。

主な取り組み

- ・地域、企業、学校、各種団体との協力や連携による福祉教育を推進します。
- ・地域住民に地域への関心を高めてもらうとともに、関心のある人に地域福祉に関する情報を提供するなど、新たな活動者が地域活動に参加するきっかけづくりを進めます。
- ・地域福祉に関する活動の担い手を発掘するとともに人材育成に努め、地域の住民が地域福祉活動に参画できる取り組みを進めます。
- ・区民同士のつながりによって取り組まれているサロン活動などの支援を通じて、多様なつながりを生む交流の場や居場所づくりを一層推進するとともに、参加者が相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・高齢者、障がい者、認知症、不登校、子育て世帯など、さまざまな課題を抱える人と家庭の参加と自立を促していくために、当事者の自主的な活動を支援するとともに、地域において参加できる場づくりを進めます。
- ・地域でのさまざまな取り組みについて、全ての区民へ多様な媒体、機会を捉えた情報提供を促進します。

1 福祉マインド(意識)の向上 (研修・広報・情報発信・交流を通じた理解促進)

- ・障がい者(児)福祉や認知症予防、虐待やDV防止などについての研修を、地域、企業、各種団体との協力や連携により実施し、福祉全般に対する区民への理解と浸透を図ります。
- ・区広報紙、区ホームページ、SNSなどの媒体を通じ地域福祉を推進するための施策や事業、地

域での活動について情報発信を強化します。

- ・障がい者スポーツイベントやボッチャ体験など、スポーツやレクリエーションを通じて障がい者の地域における交流の機会と障がい者福祉への理解を進めます。

2 新たな地域福祉の担い手の発掘と育成支援 (ボランティア活動支援・認知症サポーター)

- ・有償ボランティア「まちともサービス」を通じ、住民同士が互いに支えあい、助けあう活動を推進するとともに、サポート養成講座を定期的に開催し、協力者を募るなど、新たな地域福祉の担い手の発掘と育成を進めます。
- ・区内のボランティア活動や市民活動の拠点として、「北区ボランティア・市民活動センター」を北区社会福祉協議会に設置し、ボランティア・市民活動の相談窓口の充実とボランティア活動のコーディネートと連携強化、ボランティア情報の提供や企業、専門学校などの社会貢献活動のサポートを促進します。
- ・学校や地域、企業などを対象に福祉教育・ボランティア学習のプログラムの充実に努めるとともに、近隣の大学・専門学校などと連携し、ボランティア活動への参画を推進します。
- ・認知症初期集中支援チーム「オレンジチーム」を中心に認知症サポーター「オレンジサポーター」と連携し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる社会の実現、認知症の人に優しいまちづくりを進めます。(取り組みの柱2(2)に再掲)
- ・認知症サポーター養成講座を開催し、区民に認知症についての正しい理解の浸透を図るとともに、認知症への理解や取り組みを進めている企業や団体が増えていくよう支援を行います。
- ・民間企業、NPO、地域団体などと連携し、フードドライブ・フードパントリーを実施し、生活困窮者やひとり親家庭に対する支援と支援者間の連携体制を構築します。(取り組みの柱2(2)に再掲)

3 世代や属性を超えて地域とつながり、交流・参加できる機会や居場所を生み出す支援(ふれあい喫茶・認知症カフェ・いきいき百歳体操)

- ・高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるように、高齢者食事サービスやふれあい喫茶などの小地域福祉活動やいきいき百歳体操など健康増進活動への支援などを通じて、介護予防の充実を進めます。
- ・認知症カフェなどの運営を通じ、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で主体的に自分らしく暮らすことができる地域社会づくりを進めます。
- ・介護予防の取り組みとして、高齢者の社会参加や生きがいづくり、地域の担い手養成を支援する「生活支援体制整備事業」を実施し、生活支援コーディネーターを通じ、さまざまな事業主体に働きかけを行い、高齢者が地域の担い手となって活躍できる居場所づくりやサービスの立ち上げ・拡充支援などを行います。
- ・生活支援コーディネーターなどが中心となって、分譲マンションをはじめとする集合住宅へ定期的に訪問し、地域資源・サービスに関する情報提供を行うなど、集会所などを活用した活動の場や居場所づくりなどのコミュニティ支援に向けて働きかけを行います。

取り組みの柱 4

多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う 仕組みづくり(多機関連携)

地域には、住民、地域団体、NPO、社会福祉事業者など、地域において福祉をはじめさまざまな社会活動や自治を担う多様な主体が存在します。また、「取り組みの柱1」でも述べた、北区には医療・介護・福祉の各組織や多分野の企業・事業所が多く立地しています。

地域における福祉課題が複雑多様化する中、既存の制度・しくみでは解決困難な課題を抱えた住民・世帯を支援するためには、これら地域関係者、相談機関、区内企業・事業者、行政機関などが従来の枠組みを超えて連携・協働を促進することが今後ますます求められます。

さまざまな属性、課題を抱える住民が、地域で社会的に孤立することなく、必要なときに必要な相談や支援を適切に受けることができる包括的・重層的相談支援体制づくりのために、住民を含む多様な主体が連携を深め、各々の強みを発揮しての地域福祉活動への参画と協働が促進される体制づくりを進めます。

将来イメージ

- ・区民、地域団体、NPO、福祉事業者、企業など、多様な活動主体が、互いを尊重しつつ連携することで各々の強みを発揮し、地域課題の解決に向けて協働する取り組みが広がっている。

主な取り組み

- ・地域で活動する多様な主体が地域における課題やニーズを共有する仕組みを構築するとともに、課題解決に向け、互いの強みを理解・発揮し連携して協働する取り組みを支援する。

1 包括的・重層的支援体制の構築 (地域支援連絡会議・総合的支援調整会議「つながる場」)

- ・区役所職員、区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者支援、障がい者支援、介護・医療事業者、CSW、地域福祉コーディネーターなど、地域福祉関係諸機関の実務者が参画する北区地域支援連絡会議を定期的に開催し、北区全体や各地域における福祉課題や取り組み内容などについて認識共有を図り、課題解決に向けた連携体制の強化を支援します。
- ・高齢や障がい、生活困窮など、複合的な課題を抱えた人を支援するため、総合的支援調整の場「つながる場」を積極的に活用し、施策分野や属性を横断的・包括的に相談支援を行う体制を構築・充実します。(取り組みの柱2(5)に再掲)

2 民間企業など、多様な主体の地域福祉活動への参画と協働の推進 (企業連携)

- ・民間企業など多様な主体とのネットワークを拡げ、子育て支援やボランティア活動、フードドライブなど困窮世帯への支援など、地域における福祉の増進に向け、協力・連携できる関係づくりを進めます。
- ・企業における社会貢献・地域貢献活動との公民連携が地域福祉の視点を持った取り組みとして一層充実されることをめざし、啓発活動や情報提供を進めます。

第4章 地域福祉の推進に向けて

1 計画の推進方法(推進体制・評価方法)

(1) 推進体制・評価方法

本計画は、福祉のまちづくり(地域福祉の推進)を実現するため「基本理念」と「大切にしたい視点」、「取り組みの柱」で構成しています。(第3章)

本計画に基づいて策定される「地域福祉活動計画(区社協策定)」や具体的な取り組みを協働して進めるための行動計画である「小地域福祉活動計画」(各地域策定)の策定や振り返りのほか、区・地域の実情に応じた地域活動を推進・支援します。

各々の事業や取り組みについては、主に北区役所が主体となり、北区社会福祉協議会(以下「区社協」)、や区民及び地域団体、地域包括支援センター(北、大淀)、障がい者基幹相談支援センター、医療機関、企業・事業所、各種団体などの関係機関が、各々の役割を果たしながらお互いに協力・協働して実現していくものです。

それぞれの取り組みの成果、課題などについては、本計画による取り組みを着実に推進し、めざすビジョンに近づけるため、関係機関で構成する「北区地域福祉推進会議」「北区地域支援連絡会議」において共有化し、計画・事業の進捗状況や課題などを把握するとともに、「北区地域福祉推進会議」において、PDCAサイクルマネジメントにより、事業の効果を検証し、必要に応じて計画を見直ししながら、北区の地域福祉にふさわしい取り組みを推進していきます。

(2) 「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」に基づく取り組みの推進

北区役所と北区社会福祉協議会は2014(平成26)年4月に「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結しています。地域福祉における将来的な展望を共有し、それぞれの役割を果たし、地域福祉の推進を図っていきます。そのために、区役所は、区社会福祉協議会における「地域福祉活動計画」をともに進め、小地域における地域福祉活動を支援するとともに、区民をはじめ、区社会福祉協議会や関係機関、区内の企業・事業所との連携のもと、取り組みを進めていきます。



2 「北区将来ビジョン2025～2034」における位置づけ

北区将来ビジョンとは、区長が区シティ・マネージャーとして所管する事務も含め、地域としての区のめざすべき将来像、その実現に向けた施策の方向性などを区民の方々に明らかにするものです。

北区においては、これまで進めてきた施策の現状、課題を踏まえ、2025(令和7)年度から2034(令和16)年度までの10年間を新たな計画期間として、「北区将来ビジョン2025～2034」を策定します。この将来ビジョンにおいては、北区がめざすべき将来像として「人が集い、ともに支えあい、絆をはぐくむまち」を掲げ、この将来像を具現化したまちの姿として、「安全・安心を身近に感じられるまち」「だれもが幸せに暮らせるまち」「地域資源やポテンシャルを活用し、持続可能で魅力的なまち」と定めています。

そして、この将来ビジョンにおける「だれもが幸せに暮らせるまち」の取り組み施策として、「北区地域福祉計画の推進」が位置づけられ、「区民一人ひとりが、ともにつながり支えあうことで、個人として尊重され、ありのまま、安全・安心に生きがいを持って暮らせる地域社会が構築されている状態」をめざすべき将来像と定め、「北区地域福祉計画」の取り組みの柱に基づき、「地域がそれぞれの実情に応じて主体的に取り組むことを支援し、住民主体の地域づくりや一人ひとりに寄り添う相談・支援の充実などを図り、地域福祉を推進する。」こととしています。

3 第3期北区地域福祉計画の推進とSDGs（国連持続可能な開発目標）

第3期「北区地域福祉計画」がめざす「住民一人ひとりが主体となって、ともに支えあう地域づくり」「一人ひとりに寄り添う“きめ細やかな相談・支援の充実”」「『ふくしのまなび』から『福祉の担い手』『参加し交流する場』づくりへ」「多様な担い手が役割を分担し、協働して支援を行う仕組みづくり」は、国際連合が2015(平成27)年に採択した世界共通の目標であるSDGs※が掲げる、全ての人の人権が尊重され、尊厳と平等の下に、健康な環境で潜在能力を発揮できる「だれ一人取り残されない社会」の実現をめざし、「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」とする方向性とも重なります。

本計画の推進を通して、全ての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくりを進める「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築を進めるとともに、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともににつくっていく「地域共生社会」の実現をめざします。

SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「**誰一人取り残さない**」**持続可能で多様性と包摂性のある社会**の実現のため、2030年を年限とする**17の国際目標**(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている)。
特徴は、以下の5つ。

※SDGs: 持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットのこと。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



普遍性	包摂性	参画性	統合性	透明性
先進国を含め、 全ての国が行動	人間の安全保障の 理念を反映し 「誰一人取り残さない」	全ての ステークホルダー が役割を	社会・経済・環境に 統合的に取り組む	定期的に フォローアップ

資料: 「持続可能な開発目標」(SDGs)について 外務省ホームページより

4 区民に寄り添う区役所をめざして

令和6年度北区地域福祉活動に関するアンケートでは、地域福祉を推進するための課題について、「相談しやすく、わかりやすい相談窓口の開設」が最も多く、次いで、「情報を必要としている人に適切に届ける」「年齢や障がいに関わらず活躍できる場や交流の機会を増やしていく」が挙げられていました。

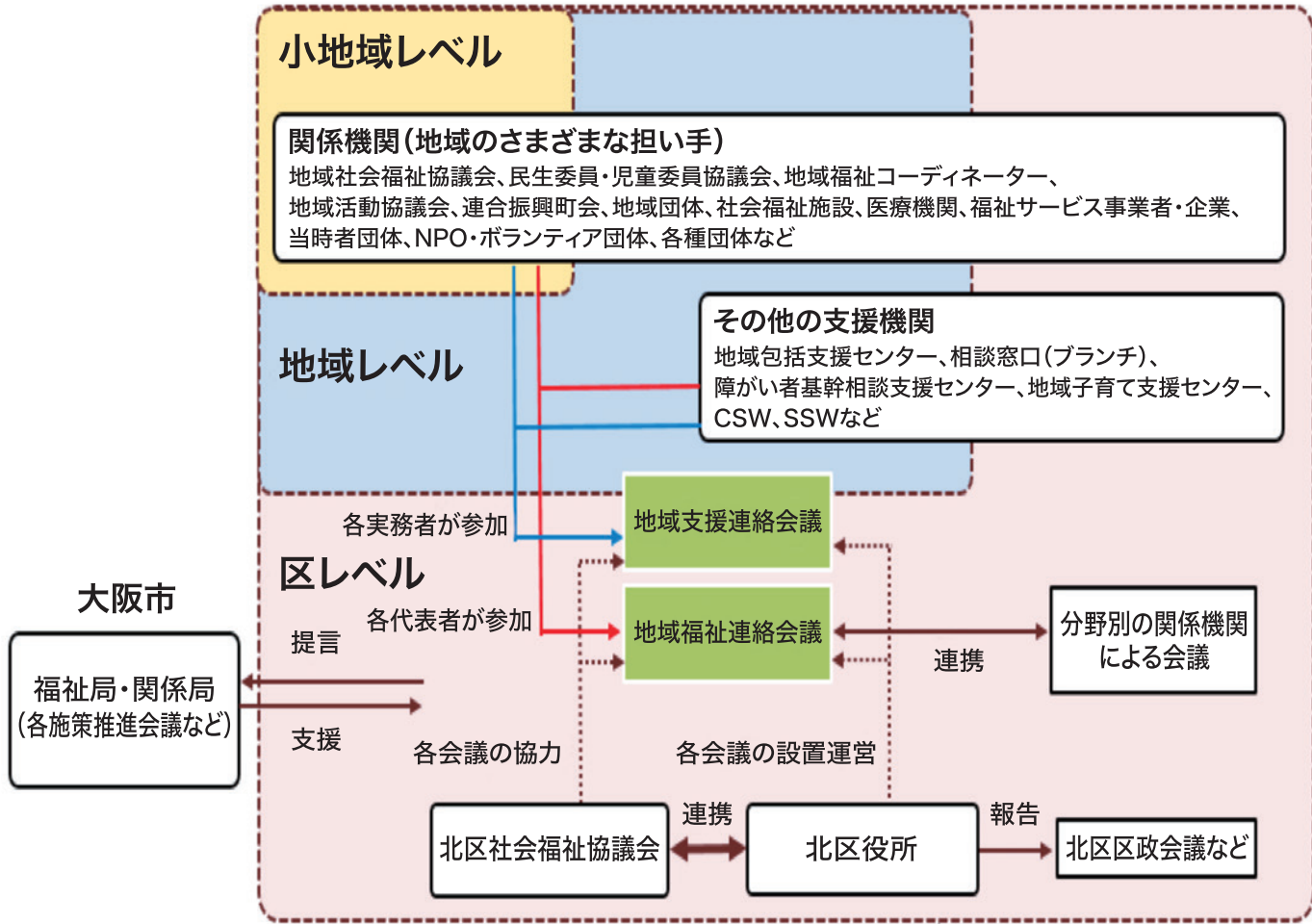
本アンケート結果や、北区地域福祉推進会議、北区地域支援連絡会議におけるご意見や第2期計画の検証なども踏まえ、本計画の基本理念を「全ての人がつながり支えあって生きるまち北区」としました。(「第3章 大阪市北区地域福祉計画の基本理念と取り組みの柱」参照)

「一人ひとりがありのまま自分らしく暮らし、まなび、集う地域づくり」を進めるため、複合的課題を抱える人や世帯に対して、多様な相談支援機関と連携して課題解決する体制づくりを進めるとともに、必要な情報が必要な区民に適切に届くよう、多様な媒体を活用した情報発信の充実に努めていきます。

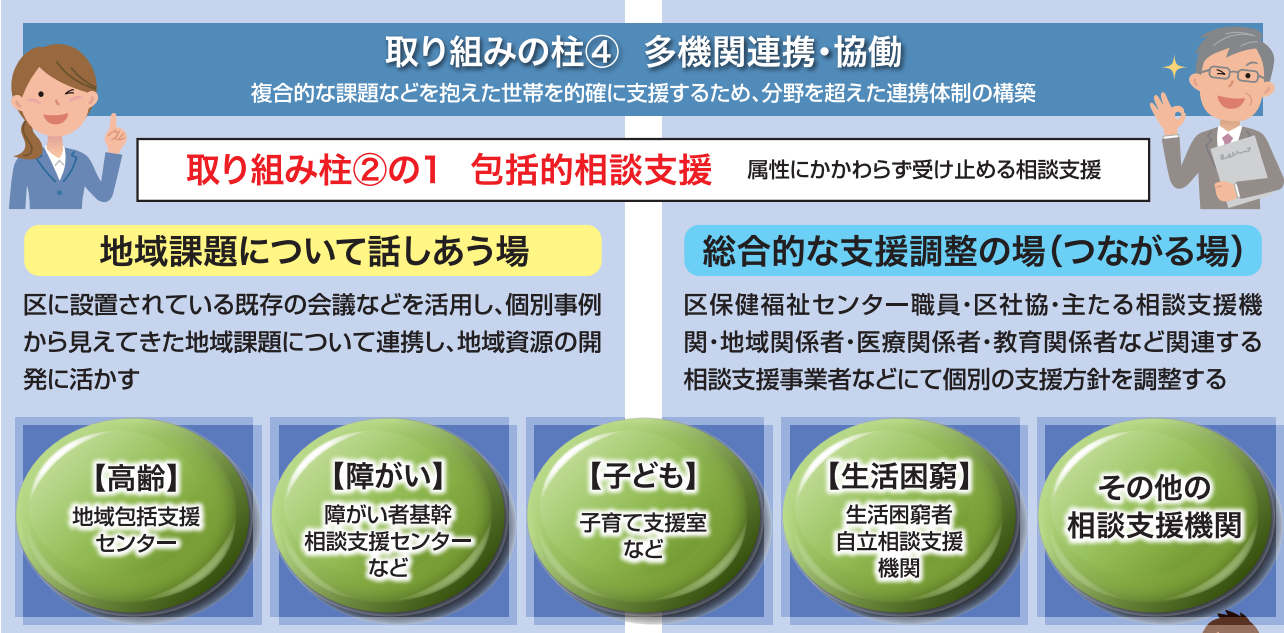
また、区役所各窓口において、区民の皆様からの問い合わせに対し適切な情報提供を行うことができるよう各課が連携して環境整備を進めるなど、区役所の職員一人ひとりが地域福祉を推進する担い手であるという意識を高く持って、地域福祉を推進する主人公である区民のみなさんとともに取り組みを進めてまいります。

取り組みの実践を目的に、地域福祉を推進する場の設置と、区レベル・地域レベル・小地域レベルでそれぞれに必要な専門人材の配置を進め、セーフティネットとなる「見守り・支えあいの仕組み」を引き続き進めます。

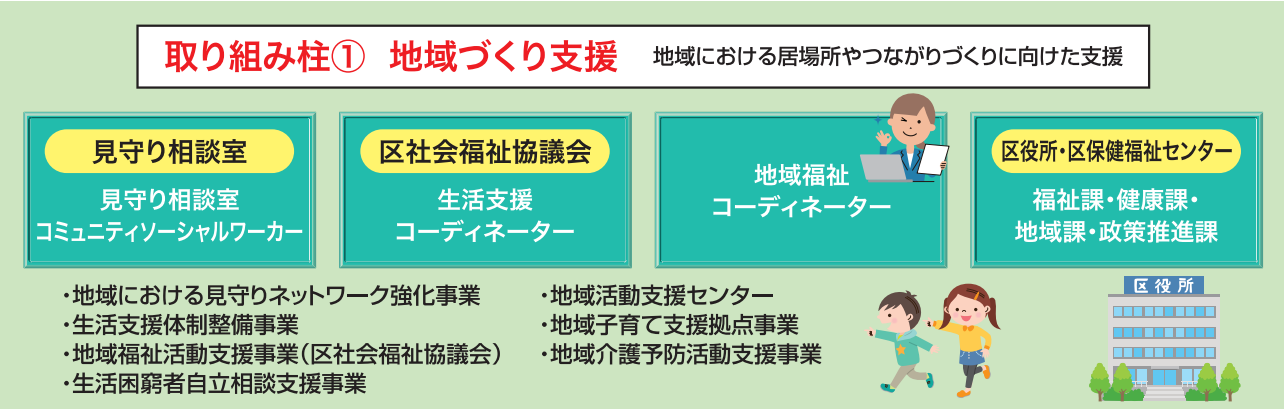
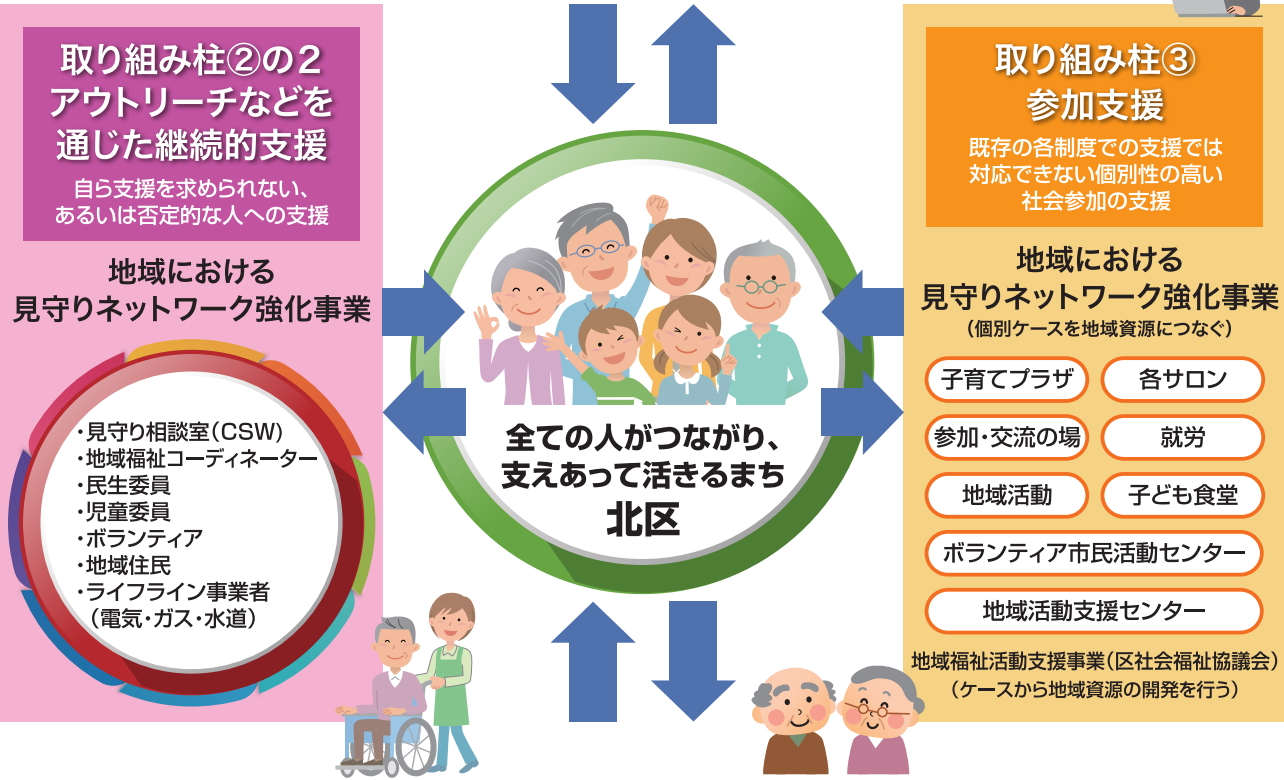
レベル	重点的な役割	体制
区レベル (北区全域)	- 地域福祉計画の推進 - 地域課題・生活課題を集約し、共有する機能の強化 - 企業や事業所との連携促進と連携のための環境整備 - 地域福祉の担い手の発掘・養成 - 地域共生社会に向けた包括的支援を進める取り組み(重層的支援体制整備事業の視点を含む) - 既存制度やサービスの適用が困難な場合などに対応するサービスの推進	「北区地域福祉推進会議」の設置・運営 「北区地域支援連絡会議」の設置・運営
地域レベル (概ね中学校区の範囲)	- 解決が困難な事例、個別支援機能の強化 - 民生委員・児童委員や関係機関との連携 - 地域福祉コーディネーターの支援・研修の実施	CSWの配置
小地域レベル (概ね中学校区の範囲)	- 地域における要援護者の把握と日ごろからの見守り活動 - 関係機関への取り次ぎ - 生活支援サービスのマッチング - 福祉ニーズの把握、掘り起こし - 人材発掘	地域福祉コーディネーターの配置



北区がめざす包括的な支援体制イメージ

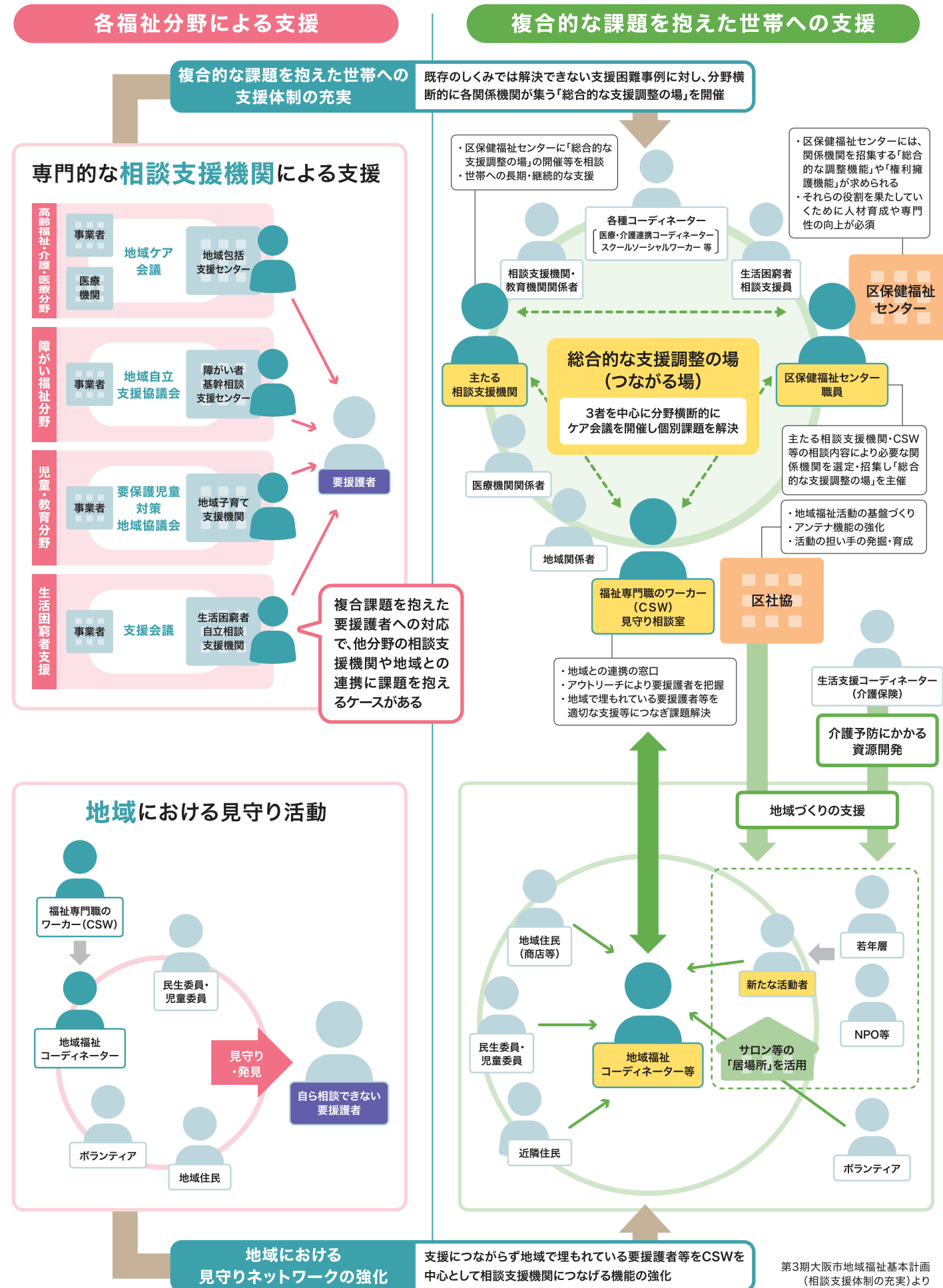


各福祉分野や多機関連携・協働による支援



大阪市内における包括的な支援体制イメージ参照

相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制



パブリック・コメントの実施

(1) 意見募集の実施概要

- 意見募集期間
2024(令和6)年12月20日(金)～2025(令和7)年1月20日(月)
- 意見の提出方法
「ご意見記入用紙」にご意見を記入の上、北区役所3階福祉課への持参、送付、ファックスまたは電子メール
- 計画(案)の公表方法
公表資料の閲覧・配架
北区役所1階区民交流プラザ及び3階福祉課(33番窓口)
北区社会福祉協議会
インターネットによる公表
・北区ホームページなど

(2) 集計結果

- 受付件数: 0件

持参	ファックス	メール
0	0	0

- 意見件数: 0件

? 用語解説(本計画内に掲載しているもの)

あ行

●アウトリーチ

相談員などが地域や支援を必要とする人のもとに直接出向いて、地域福祉の推進に向けたしくみづくりの働きかけや相談業務を行ったりすること。地域福祉では、手を差し伸べる活動を示す。

●いきいき百歳体操

手足首におもりをつけ、DVDを観ながらゆっくりと手足を動かす筋力づくり運動のこと。高知県高知市が開発し、現在、多くの自治体で取り組んでいる。

●SDGs(エスディージーズ)

SDGs(Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットのこと。

2015年9月、SDGsの前身であるMDGs(ミレニアム開発目標)を継承し、国連で採択された。貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されている。

●LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）

レズビアン・ゲイ（同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生物学的な性と、自分で認識している性が一致していない人）、クエスチョニング（性自認を決められていない人、決まっていない人）、プラス（「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性）の頭文字。性のあり方に関して少数派の人々は、セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ、性的少数者）と呼ばれており、その総称としてLGBTQ+などが使われることがある。

●大阪市版ネウボラ・北区版ネウボラ

妊娠、出産や子育てに関して、誰に相談していいのかわからない、どこに相談していいのかわからないという声もある中、その方に必要な支援につながるように、自分の住んでいる地区を担当している保健師がいることを周知し、地区担当保健師との顔の見える関係づくりと、家族ぐるみの支援を継続的に実施する取り組みを推進し、全ての子育て家族にとって安心して気軽に相談できる場をめざして「大阪市版ネウボラ（注）」「北区版ネウボラ（注）」を実施しています。

（注）「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味で、切れ目ない支援をワンストップで行う制度とそのための地域拠点そのものも指しています。

か行

●北区社会福祉協議会（略語表記：区社協）

社会福祉協議会は、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体。区内の関係機関・団体との連携を図りながら、地域の福祉課題に応じたきめ細かなサービスの検討・実施や住民活動の支援・広報活動、区内の福祉に関するネットワークづくりなど、地域福祉の向上のためのさまざまな事業を行っている。

●北ワハハ体操

少しでも、楽しく体を動かす機会を作っていただくため、大阪市北区在宅リハビリテーション連絡会のご協力のもと、どこでも気軽に行えるシニア向けの体操を北区社会福祉協議会が開発。シニアに限らず、大人も子どもと一緒に歌いながら楽しめる内容になっている。

●区民

北区の住民、区内に通勤・通学する人、北区の市民活動に関わっている人など、北区の区域内において市民活動に携わっている人などを広く総称する意味で使用している。

●権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方々などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。

●子育てサロン

身近な地域で、子育て家庭の親子など地域の人々が、さまざまな活動を通じて子育てを楽しみながら仲間をつくり、情報を交換するなど、お互いに支え合う活動のこと。地域の集会所や学校の空き教室などで、子育て中の方、民生委員・児童委員、ボランティア等で運営されている。

●こども110番

いざというときに子どもたちが逃げ込む所のこと。地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進している。この運動は、地域の協力家庭が「こども110番の家」の旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったら、「こども110番の家」の旗を掲げている家に駆け込み、助けを求めることで、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするもの。北区では北区青少年育成推進会議、区内警察署、区役所が協働で取り組んでいる。

●コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

制度のはざまにある要援護者を地域で支えるため、個別の支援を行いながら、地域のさまざまな機関と連携・協働し、その人が望む地域での暮らしをサポート。

また、福祉課題の発見やニーズ把握、福祉情報の提供、要援護者を支援するためのネットワークの構築・調整などを行っている。

さ行

●障がい者基幹相談支援センター

障がいがある方やその家族などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関などの情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援している。また、障がい者虐待に関する通報届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じている。さらに、各区地域自立支援協議会への主体的な参画や他分野の専門機関との連携を深めるなどにより、地域における相談支援体制の強化に努めている。

●小地域福祉活動計画

地域社協・連合振興町会や民生委員・児童委員協議会、企業・事業所などと策定する地域福祉の活動計画で、社会福祉の視点を中心に、「こんなまちにしていこう」という具体的な実践活動のあり方、その達成の道筋をまとめたもの。「小地域」は、本計画では地域社会福祉協議会の範囲を指している。

●スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒の問題に対して、保護者や教員と協力しながら課題の解決を図る専門職。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神疾患などにより、必ずしも判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度のこと。家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

た行

●単独世帯

世帯人員が一人の世帯のこと。

●地域活動協議会

校区など地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなどさまざまな分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された組織のこと。

●地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事（ごと）』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

●地域社会福祉協議会（略語表記：地域社協）

住民の発意と参加によって組織され、それぞれの地域（小学校区）における日常生活上の困りごとや、さまざまな福祉課題について話し合い、すべての人が楽しく、安心して暮らしていけるまちづくりをめざして取り組まれている組織。北区は、19の地域社協が組織されており、各種団体によって構成され、社会福祉施設、企業などが参画している地域社協もある。

●地域福祉コーディネーター

区内の各地域内の福祉に関する相談や福祉の制度につなぐ役割を担い、支援の必要な方の見守りや、関係機関とのパイプ役も果たしている。

各地域の集会所などを拠点として、業務を行っている。

●地域包括支援センター

地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置。主な業務内容は、（1）高齢者とその家族のための身近な相談窓口、（2）地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、（3）介護予防のためのケアプラン作成などがある。

な行

●認知症サポーター

認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する応援者のこと。北区では区社協が事務局を担い、子どもから大人まで、地域住民だけでなく企業や学生を対象に認知症サポーター養成講座に取り組んでいる。

は行

●はつらつ脳活性化教室

北区では、平成22年度から「はつらつ脳活性化プロジェクト事業（認知症予防事業）」に取り組んでいる（北区独自事業）。「頭を使う」「体を整える」「心を動かす」の3要素を、バランスよく無理なく、効果的に実施していく認知症予防プログラムを開発。このプログラムに基づく「はつらつ脳活性化教室」が区内のさまざまな地域で開催されている。

●バンパープール

単なるミニビリヤードではなく、正式なビリヤードからも独立した独自の国際的なゲーム。テーブル上にある独特の数個の障害クッションを活用しながら、5つの持ち玉を相手側にある自ホールに相手より先に入れるかを競う知的なゲーム。

●PDCA（ピーディーシーイー）

事業を継続的に改善する仕組み。計画（Plan=P）、実行（Do=D）、点検（Check=C）、見直し（Action=A）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法のこと。

●フードドライブ

家庭にある保存可能な食品を募り、食品を必要としている生活困窮者支援団体や個人などに寄付するための活動のこと。

●ふれあい喫茶

地域でお住まいの方々が、気軽に集まって交流することでつながりを深めるために、地域の集会所や老人憩の家などで実施している活動のこと。地域住民の福祉活動の拠点としてボランティアにより運営されている。

●フレイル予防

年齢を重ねるにつれて全身の筋力や心身の活力が低下している状態をいう。虚弱状態。早期に介入し対策すれば元の健康な状態に戻る場合もある。

ま行

●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の住民生活を必要に応じ適切に把握し、生活に困った人や児童の保護・育成などの福祉について相談を受け、自立を助けるために必要な相談・支援を行う地域福祉推進の担い手のこと。民生委員は民生委員法で定められ、児童委員は児童委員法によって民生委員が兼ねることとなっている。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されている。

わ行

●ワークショップ

体験型講座